

議第16号議案

学校体育館へのエアコン設置に関わる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和元年9月19日提出

提出者	新座市議会議員	辻	実樹
賛成者	〃	小野	大輔
	〃	高邑	朋矢
	〃	亀田	博子
	〃	石島	陽子
	〃	笠原	進

提 案 理 由

学校体育館へのエアコン設置に関わる緊急防災・減災事業債の対象期間の延長を求めるため、この案を提出する。

学校体育館へのエアコン設置に関わる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書

東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨など大規模災害の避難所となっている学校体育館へのエアコン設置の要望が高まり、埼玉県内でも計画的な整備に着手しようとする自治体が増えています。

この事業を進める上で、緊急防災・減災事業債は、①地方債の充当率100%、②交付税措置＝元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入という地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっています。

しかしながら、この事業債は、2020年（令和2年）度に終了予定となっており、事業計画策定の上で大きな不安材料となっています。当市においても、体育館へのエアコン設置はこれからであり、事業債の対象期間の継続が切に求められているところです。

よって、政府におかれましては、地方公共団体にとって喫緊の課題である防災・減災対策に引き続き取り組めるように、「東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度（令和2年度）まで」とされている緊急防災・減災事業債の対象事業年度を2020年度以降も継続できるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年 月 日

埼玉県新座市議会

内閣総理大臣 様

財務大臣 様

文部科学大臣 様